

9

# 第 30 回総会議事録

(令和 7 年 12 月 22 日開催)

横浜市南西部農業委員会

横浜市南西部農業委員会 第30回総会 議事録	
日 時	令和7年12月22日（月曜日）15時05分～16時27分
開催場所	戸塚区役所 8階大会議室A
出席者 の状況	総農業委員数 12名 出席農業委員数 0名 欠席農業委員数 0名（別添出席状況表のとおり）
開催形態	公開（傍聴者 0名）
議 題	<p>第1号議案 農地法第3条の規定に基づく許可申請に対する処分について</p> <p>第2号議案 農地法第4条の規定に基づく許可申請に対する意見決定について</p> <p>第3号議案 農地法第5条の規定に基づく許可申請に対する意見決定について</p> <p>第4号議案 農地法の適用を受けない土地に係る運用指針に基づく非農地証明について</p> <p>第5号議案 相続税の納税猶予に関する引き続き農業経営を行っている旨の証明について</p> <p>第6号議案 相続税の納税猶予に係る特例農地等の利用状況の確認について</p> <p>第7号議案 生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明について</p> <p>2 報告事項</p> <p>第1号 農地法第3条の3の規定による届出について</p> <p>第2号 農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用届出受理について</p> <p>第3号 農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出受理について</p> <p>第4号 農地法第18条第6項の規定による合意解約通知について</p> <p>第5号 農業経営改善計画の認定について</p> <p>3 その他</p> <p>「令和8年度農業委員会総会日程について」</p> <p>「農業委員及び農地利用最適化推進委員の募集・推薦状況について」</p> <p>「市施策等についての意見・要望のとりまとめについて（1月総会にて依頼）」</p> <p>「農業委員会視察旅行会について」</p>
審議結果	第1号議案 18号 許可 19号 許可

	20 号 許可 21 号 許可 22 号 許可
	第 2 号議案
	8 号 許可相当
	第 3 号議案
	21 号 保留
	第 4 号議案
	22 号 承認 23 号 承認 24 号 承認 25 号 承認
	第 5 号議案
	61 号 承認 62 号 承認 63 号 承認 64 号 承認 65 号 承認 66 号 承認
	第 6 号議案
	12 号 承認 13 号 承認 14 号 承認
	第 7 号議案
	6 号 承認 7 号 承認

## 議 事

事務局	(開会 15 時 05 分) 出席委員数報告。農業委員会会議規則により矢島会長が議長になる。
議長	第 30 回の総会にお集まりいただき、ありがとうございます。ただいまより第 30 回総会を開会いたします。議事録署名人は石井勝則委員と奥村委員にお願いします。
議長	それでは、第 1 号議案「農地法第 3 条の規定に基づく許可申請に対する処分について」受付番号 18 号について審議します。事務局から受付番号 18 号について、説明をお願いします。 <第 1 号議案受付番号 18 号を朗読>
事務局 森委員	申請地は東中田小学校から北西へ約 250m の 2 筆 1 団地です。北西側に農地がありますが、譲受人の所有地となっています。譲受人が贈与で申請

	地を譲り受け、ブルーベリーを栽培予定で現在、作物は植っていませんが肥培管理は良好でした。御審議よろしくお願ひします。
議長	御意見がなければ、採決を行います。 第1号議案受付番号18号について、許可とすることに異議なしとする方は举手をお願いします。
委員 議長	(総員举手) 総員举手と認め、第1号議案受付番号18号については、許可とします。
議長	続いて、受付番号19号について審議します。事務局から受付番号19号について、説明をお願いします。
事務局 矢島会長	<第1号議案受付番号19号を朗読> 申請地は県立金井高校から南へ約60mから120mの農業振興地域白地6筆3団地です。譲渡人は遠方に住んでいて、農地の維持管理が困難なため、長年に渡り譲受人に耕作を手伝ってもらっていました。この度、両者の間で所有権移転に関する話がまとまったため申請されました。譲受人自身の所有農地はありませんが、数十年以上、実家の農地を耕作しているほか、申請地の一部についても耕作を手伝ってきた実績があります。申請地の一部は現在休耕地となっていますが、譲受人が取得後に開墾し露地野菜や果樹を栽培する予定です。御審議よろしくお願ひします。
議長	御意見がなければ、採決を行います。 第1号議案受付番号19号について、許可とすることに異議なしとする方は举手をお願いします。
委員 議長	(総員举手) 総員举手と認め、第1号議案受付番号19号については、許可とします。
議長	続いて、受付番号20号について審議します。事務局から受付番号20号について、説明をお願いします。
事務局 石井勝委員	<第1号議案受付番号20号を朗読> 申請地はいずみ野小学校から西へ約200mの農業振興地域白地1筆です。譲渡人が4条申請により分家住宅を建設するにあたり、残農地となる部分を今回3条申請するということです。譲渡人の姉が譲受人となりますが、今現在ブルーベリー等を栽培しており、取得後はミカンを栽培する計画です。御審議よろしくお願ひします。
議長	御意見がなければ、採決を行います。 第1号議案受付番号20号について、許可とすることに異議なしとする方は举手をお願いします。
委員 議長	(総員举手) 総員举手と認め、第1号議案受付番号20号については、許可とします。
議長	続いて、受付番号21号について審議します。事務局から受付番号21号

事務局	について、説明をお願いします。
矢島会長	<第1号議案受付番号21号を朗読>
小宮推進委員	議案の詳細については小宮推進委員から説明します。 申請地は俣野町内会館から北西へ約230mの農業振興地域白地5筆です。譲渡人は高齢であり、農地の維持管理が困難になっています。この度、両者の間で土地の所有権移転に関する話がまとまりましたため申請されました。譲受人は俣野町で代々野菜農家を営んでいます。所有農地に隣接する境川堤防上の道路の拡幅に伴い、令和5年2月に農地の一部が横浜市道路局に買収されたため、代替の農地を探していました。また、同居する孫が農業高校を卒業し、農業を継ぐ予定であり経営拡大を希望しています。申請地では露地野菜を栽培する予定となっています。御審議よろしくお願ひします。
議長	御意見がなければ、採決を行います。
委員	第1号議案受付番号21号について、許可とすることに異議なしとする方は挙手をお願いします。
議長	(総員挙手)
議長	総員挙手と認め、第1号議案受付番号21号については、許可とします。
議長	続いて、受付番号22号について審議します。事務局から受付番号22号について、説明をお願いします。
事務局	<第1号議案受付番号22号を朗読>
金子委員	議案の詳細については小川推進委員から説明します。
小川推進委員	申請地は県立横浜ひなたやま支援学校から北へ約20mの位置にあります。譲渡人はこの度、農業の廃業に伴い申請地を手放したいという希望があり、申請地と隣接する農地を所有している譲受人へ所有権を移転することとなりました。両者ともに特段問題はないと思います。御審議よろしくお願ひします。
議長	御意見がなければ、採決を行います。
委員	第1号議案受付番号22号について、許可とすることに異議なしとする方は挙手をお願いします。
議長	(総員挙手)
議長	総員挙手と認め、第1号議案受付番号22号については、許可とします。
議長	続きまして、第2号議案「農地法第4条の規定に基づく許可申請に対する意見決定について」受付番号8号について審議します。事務局から受付番号8号の説明をお願いします。
事務局	<第2号議案受付番号8号を朗読>
石井勝委員	先ほどの第1号議案受付番号20号との関連議案ですが、申請地はいずみ野小学校から南へ約200mの農業振興地域白地1筆です。分家住宅を建設するもので申請地の東側は宅地、西側は畠、北側は資材置場、南側は私

道となっています。敷地内はコンクリート及び転圧とし雨水は道路側溝へ、汚水は公共下水管に接続し処理するということです。敷地外周は既存のコンクリートブロックと新設の土留めで囲う予定です。転用に伴い農地が残りますが、先ほどの3条申請のとおり、申請者の姉が農地として引き継ぐということです。

議長

御意見なれば、採決を行います。

第2号議案受付番号8号について、許可相当とすることに異議なしとする方は举手をお願いします。

委員

(総員挙手)

議長

総員挙手と認め、第2号議案受付番号8号については、許可相当とします。

議長

続きまして、第3号議案「農地法第5条の規定に基づく許可申請に対する意見決定について」受付番号21号について審議します。事務局から受付番号21号の説明をお願いします。

事務局

<第3号議案受付番号21号保留を朗読>

議長

ただいま事務局から説明があったように、第3号議案受付番号21号については、保留といたします。

議長

続きまして、第4号議案「農地法の適用を受けない土地に係る運用指針に基づく非農地証明について」受付番号22号について審議します。事務局から受付番号22号の説明をお願いします。

事務局

<第4号議案受付番号22号を朗読>

根本委員

議案の詳細については田邊推進委員から説明します。

田邊推進委員

申請地は峰公園から北西へ約260mの市街化調整区域白地1筆です。申請地の北側にある住宅に住み始めた、昭和47年頃からすでに耕作はしておらず、庭及び一部駐車スペースとして利用していたそうですが、現在は高木や竹、笹、雑草などの地下茎が密生しており、草木をかき分けて侵入する必要がある状態となっています。また、道路に面している南側と東側は1mから1.7mほどの法面となっているため、農業用の機械を搬入するのが困難な地形です。少なくとも平成19年から住宅敷地となっていることが航空写真から確認でき、農地性はないと思われます。御審議よろしくお願いします。

議長

御意見なれば、採決を行います。

第4号議案受付番号22号について、承認とすることに異議なしとする方は举手をお願いします。

委員

(総員挙手)

議長

総員挙手と認め、第4号議案受付番号22号については、承認とします。

議長

続いて、受付番号23号について、事務局から説明をお願いします。

事務局	<第4号議案受付番号23号を朗読>
石井豊委員	議案の詳細については和田推進委員から説明します。
和田推進委員	申請地は相鉄線ゆめが丘駅から北へ約250mの位置にありまして、60年以上前に植林を行ったということで現在は山林となっており、農地性はないと思われます。御審議よろしくお願ひします。
議長	御意見がなければ、採決を行います。
	第4号議案受付番号23号について、承認とすることに異議なしとする方は举手をお願いします。
委員	(総員挙手)
議長	総員挙手と認め、第4号議案受付番号23号については、承認とします。
議長	続いて、受付番号24号について審議します。事務局から受付番号24号について、説明をお願いします。
事務局	<第4号議案受付番号24号を朗読>
金子委員	議案の詳細については相澤推進委員から説明します。
相澤推進委員	申請地は昭和40年代に横浜市のごみ処分場として地中にごみが埋められた土地で、現状山林状態で荒れた状態になっており、農地性はありません。御審議よろしくお願ひします。
議長	御意見がなければ、採決を行います。
	第4号議案受付番号24号について、承認とすることに異議なしとする方は举手をお願いします。
委員	(総員挙手)
議長	総員挙手と認め、第4号議案受付番号24号については、承認とします。
議長	続いて、受付番号25号について審議します。事務局から受付番号25号について、説明をお願いします。
事務局	<第4号議案受付番号25号を朗読>
金子委員	議案の詳細については相澤推進委員から説明します。
相澤推進委員	申請地は昭和38年に南側の道路を拡幅するために飛地となり、現状はカーブミラーが設置されており、農地性はありません。御審議よろしくお願ひします。
議長	御意見がなければ、採決を行います。
	第4号議案受付番号25号について、承認とすることに異議なしとする方は举手をお願いします。
委員	(総員挙手)
議長	総員挙手と認め、第4号議案受付番号25号については、承認とします。
議長	続きまして、第5号議案「相続税の納税猶予に関する引き続き農業経営を行っている旨の証明について」受付番号61号、62号、63号について一括で審議します。事務局から順に説明をお願いします。

事務局	<第5号議案受付番号61号、62号、63号について朗読>
矢島会長	61号の議案の詳細については角田推進委員から説明します。
角田推進委員	申請地は本郷小学校から南西へ約250mの生産緑地1筆です。露地野菜、レモンなどの果樹を栽培しており、肥培管理は良好でした。
森委員	62号ですが、申請地は東中田小学校から南へ約150mの生産緑地4筆1団地です。カキ、ミカンなどの果樹及び露地野菜を栽培しており、肥培管理は良好でした。
宮森委員	63号ですが、六つ川小学校から南西へ約150mの生産緑地7筆1団地です。花卉を中心に栽培しており、肥培管理は良好でした。
議長	御意見なれば、採決を行います。
	第5号議案受付番号61号、62号、63号について、承認とすることに異議なしとする方は举手をお願いします。
委員	(総員挙手)
議長	総員挙手と認め、第5号議案受付番号61号、62号、63号については、承認とします。
議長	続いて、第5号議案受付番号64号、65号、66号について一括で審議します。事務局から順に説明をお願いします。
事務局	<第5号議案受付番号64号、65号、66号について朗読>
廣瀬委員	64号ですが、目黒町の田については肥培管理は良好でした。残りの土地の瀬谷町ですが上瀬谷の土地区画整理事業の地区に位置しており、その一部であるブドウ畠については確認することができ、肥培管理は良好でした。
石井豊委員	65号の議案の詳細については和田推進委員から説明します。
和田推進委員	申請地は中和田南小学校から南西へ約100mの市街化調整区域白地4筆2団地で、肥培管理は良好でした。
石井勝委員	66号ですが、申請地は県立松陽高校から西へ約100mの農用地5筆と農業振興地域白地7筆です。ブルーベリーを栽培しており肥培管理は良好でした。
議長	御意見なれば、採決を行います。
	第5号議案受付番号64号、65号、66号について、承認とすることに異議なしとする方は举手をお願いします。
委員	(総員挙手)
議長	総員挙手と認め、第5号議案受付番号64号、65号、66号については、承認とします。
議長	続きまして、第6号議案「相続税の納税猶予に係る特例農地等の利用状況の確認について」受付番号12号について審議します。本件は、小宮推進委員に関連する案件になりますので、小宮推進委員には退室をお願いします。

	(小宮推進委員退室)
議長	それでは、審議を再開します。事務局から説明をお願いします。
事務局	<第6号議案受付番号12号を朗読>
矢島会長	小雀町についてですが、小雀小学校から南西へ約250mの農業振興地域白地2筆です。露地野菜を栽培しており、肥培管理は良好でした。
森委員	中田町についてですが、申請地は中田中央公園から北へ約450mの農用地10筆です。肥培管理は良好でした。
議長	御意見なれば、採決を行います。
	第6号議案受付番号12号について、承認とすることに異議なしとする方は挙手をお願いします。
委員	(総員挙手)
議長	総員挙手と認め、第6号議案受付番号12号については、承認とします。
	小宮推進委員の入室をお願いします。
	(小宮推進委員入室)
議長	続いて、受付番号13号について審議します。事務局から受付番号13号について、説明をお願いします。
事務局	<第6号議案受付番号13号を朗読>
石井豊委員	申請地は飯田北いちょう小学校から北西へ約400m、新幹線の線路に接する位置にあります。肥培管理は良好でした。
議長	御意見なれば、採決を行います。
	第6号議案受付番号13号について、承認とすることに異議なしとする方は挙手をお願いします。
委員	(総員挙手)
議長	総員挙手と認め、第6号議案受付番号13号については、承認とします。
議長	続いて、受付番号14号について審議します。事務局から受付番号14号について、説明をお願いします。
事務局	<第6号議案受付番号14号を朗読>
石井勝則委員	申請地は和泉小学校から北へ約350mの農用地1筆と相鉄線いずみ野駅から南西へ約750mの農業振興地域白地2筆で、露地野菜や花卉を栽培しており肥培管理は良好です。
議長	御意見なれば、採決を行います。
	第6号議案受付番号14号について、承認とすることに異議なしとする方は挙手をお願いします。
委員	(総員挙手)
議長	総員挙手と認め、第6号議案受付番号14号については、承認とします。
議長	続きまして、第7号議案「生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明について」審議します。受付番号6号について、事務局から説明を

事務局  
宮森委員

お願いします。

＜第7号議案受付番号6号を朗読＞

申請地は日限山地蔵交差点から北東へ約250mの生産緑地4筆1団地です。ミカン、レモンが栽培されています。願出人は孫で亡くなったのが祖母という関係性ですが、願出人の父が令和5年に亡くなっており、祖母と願出人の母が農地の管理をしていました。その後、願出人が農地を相続しましたが、他にも農地を所有しているほか、申請地が自宅から遠いこともあり管理が困難ということで今回の申請となりました。御審議よろしくお願ひします。

議長

御意見なれば、採決を行います。

第7号議案受付番号6号について、承認とすることに異議なしとする方は举手をお願いします。

委員  
議長

(総員挙手)

総員挙手と認め、第7号議案受付番号6号については、承認とします。

議長

続いて、受付番号7号について審議します。事務局から受付番号7号について、説明をお願いします。

＜第7号議案受付番号7号を朗読＞

議案の詳細については相澤推進委員から説明します。

申請地はブロッコリー、ネギ、ショウガ、芝畠となっており肥培管理は良好でした。2人で耕作していましたが、願出人の母親が亡くなり1人では管理が困難だということで今回の申請となりました。御審議よろしくお願ひします。

議長

御意見なれば、採決を行います。

第7号議案受付番号7号について、承認とすることに異議なしとする方は举手をお願いします。

委員  
議長

(総員挙手)

総員挙手と認め、第7号議案受付番号7号については、承認とします。

議長

続いて、議案書の報告事項について、第1号報告から第5号報告まで一括して事務局から説明をお願いします。

＜報告事項第1号から第5号まで一括で報告＞

報告事項について、御意見等がありましたらお願いします。

農地法第4条の届出についてですが、申請番号99号は横浜市長が申請人となっています。道路用地として買収済みで地目を変えるということなのでしょうか。

事務局

横浜市が所有している土地で現況は道路となっています。所管は教育委員会事務局で申請地は小学校の近くに位置しており、通学路として使われているようですが、地目が田畠のままになっていたため、届出がされたものです。

根本委員 議長	わかりました。 御意見等がないようでしたら、その他の案件及び連絡事項について、事務局から説明をお願いします。
事務局	「令和8年度農業委員会総会日程について」 「農業委員及び農地利用最適化推進委員の募集・推薦状況について」 「市施策等についての意見・要望のとりまとめについて（1月総会にて依頼）」 「農業委員会視察旅行会について」
議長	以上で、すべての事項を確認しました。全体を通して、御意見、御質問はありますでしょうか。 御意見がないようでしたら、これをもちまして第 30 回総会を閉会いたします。

## 令和7年12月22日開催 第30回総会出席状況

### 【農業委員】

番号	氏名	役職名	出欠状況	備考
1	矢島 寛	会長	出席	議長
2	森 雅則	会長職務代理者	出席	
3	田中 豊		出席	
4	石井 勝		出席	
5	金子 秀喜	連合会理事	出席	
6	石井 勝則		出席	議事録署名人
7	奥村 玄		出席	議事録署名人
8	石井 豊		出席	
9	根本 和正	連合会理事	出席	
10	宮森 和之		出席	
11	鈴木 宏	連合会理事	出席	
12	廣瀬 豊		出席	

### 【農地利用最適化推進委員】

番号	氏名	役職名	出欠状況	備考
1	小宮藤 正		出席	
2	清水 昭男	連合会理事	出席	
3	大山 明裕		出席	
4	門倉 和美		出席	
5	田邊 実		出席	
6	角田 雅久		出席	
7	和田 新治		出席	
8	鈴木 勇次	連合会理事	出席	
9	宮川 正		出席	
10	相澤藤 雄		出席	
11	小川 正寿		出席	

会議に出席した関係者の氏名 田並所長、山本係長、稲葉事務職員、木場技術職員、栗林事務職員  
松本事務職員、山根事務職員、吉田技術職員